

## 料金改定及び自己負担金変更について (令和元年 10 月 1 日より変更となります)

### ■消費税率改正に基づく保険適用外料金の改定について

消費税率改正に基づき、10 月 1 日より消費税率 10%相当額にあたる料金改定を実施させていただきます。対象は、選定療養費・室料差額・文書料・健康診断料・オムツ代等の保険適用外料金となり、消費税率改正とあわせて原則として料金改定を実施させて頂くものがございます。

また、9 月 30 日以前から継続してご契約頂いている室料差額・リース料等につきましても 10 月 1 日より変更とさせていただきます。

### ■診療報酬改定に伴う自己負担金の変更について

令和元年 10 月の診療報酬改定に伴い、医療サービスの公定価格である診療報酬の一部見直しが行われます。これにより、10 月 1 日より外来・入院等の診療に関わる自己負担金が変更となる場合がございます。

消費税率改正・診療報酬改定に伴い、患者さまの窓口負担額がこれまでと変わります。ご理解頂きますようお願いいたします。

ご不明な点につきましては、医事課窓口までお問い合わせ下さい。